

(別紙)

市 町 名	たつの市
大規模小売店舗の名称	(仮称) マックスバリュ新宮店
意見の対象となる大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため設置者が配慮すべき事項に関する意見 (大規模小売店舗立地法第8条第3項に基づく公告対象)	(主に「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づき、駐車需要、交通、防災・防犯、廃棄物、騒音、街並みづくりなどについて御記入ください。意見がない場合は、「意見なし」と御記入ください。) (「ですます」体ではなく、「である」体で御記入ください。) 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法等に係る規制を遵守すること。
他法令による手続・参考情報等	(上記のほか、手続や参考情報等について御記入ください。) 物件敷地内の法定外公共物(里道及び水路)について、たつの市法定外公共物管理条例(平成17年条例第128号)第4条第1項第1号及び第2項の規定に基づき使用を許可している。 県景観条例第23条第1項の規定による建築等届出書提出済み。 開発許可不要証明済の案件である。その他本市都市計画に係る法律・法令等について、建替えのため手続き不要。